

市民活動交流センター（仮称）に係る質問と回答〔平成21年7月25日説明会終了後分〕

No.	質問	回答
1	指定管理者の公募について、応募に当たり消防計画を提案する必要はありますか。	指定管理者の応募に当たって、消防計画の内容の詳細を提案してもらうことは考えておりません。 なお、安全対策及び緊急時対応等として、安全対策、防犯・防災の対応、その他安全対策及び緊急時の対応などの基本的な考え方を提案いただくことは検討しております。
2	指定管理者の公募について、応募に当たり防火管理者の資格を有している者がいなければなりませんか。	指定管理者の応募に当たっては、防火管理者の有資格者がいなくても構いませんが、指定管理業務の実施に当たって、防火管理者の選任を条件とする予定ですので、有資格者がいない場合は、有資格者を配置する又は指定管理業務開始前までに資格取得講習会を受講するなどの対応が必要になると考えられます。 なお、平成21年度の講習会は4回開催される予定となっております（5月、9月、12月、3月）。防火管理者者資格取得講習会について、詳しくは、消防本部予防指導課のホームページを御覧ください。
3	外構部の図面を確認したい。	市役所のホームページの市民活動課の市民活動交流センター（仮称）のページにて公開いたしました（8月27日）。